

地方独立行政法人北九州市立病院機構職員退職手当規程

平成31年4月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人北九州市立病院機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第28条の規定に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員（職員就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。ただし、同規則第21条の規定により再雇用された職員は除く。以下「職員」という。）が退職し、又は解雇された場合の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（退職手当の支給）

第2条 職員が退職し、又は解雇されたときは、その者に対して退職手当を支給する。この場合において、その退職が職員の死亡によるものであるときは、当該職員の遺族に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第2条の2 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該各遺族に等分して当該退職手当を支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の支払）

第2条の3 次条及び第6条の8の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第8条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（一般の退職手当）

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第6条の6までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の7の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第3条 第4条、第5条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（地方独立行政法人北九州市立病院機構職員給与規程付則第3項に定める経過措置額を含む。以下同じ。）及び給料の調整額の合計額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上11年未満の期間については、1年につき100分の83.7
- (2) 11年以上16年未満の期間については、1年につき100分の92.07
- (3) 16年以上21年未満の期間については、1年につき100分の133.92
- (4) 21年以上26年未満の期間については、1年につき100分の167.4
- (5) 26年以上31年未満の期間については、1年につき100分の133.92
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の100.44

2 前項に規定する者のうち、次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 勤続期間1年以上11年未満の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上16年未満の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上20年未満の者 100分の90

（傷病等による退職の場合の退職手当の基本額）

第4条 負傷又は病気（以下「傷病」という。）により退職した者及び在職中死亡した者に対する退職手当の基本額は、前条第1項の規定により計算した金額にその100分の50以内に相当する金額を加算して得た額とする。

2 業務上の傷病又は死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、前条第1項の規定により計算した金額にその100分の100以内に相当する金額を加算して得た額とする。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 組織の改廃又は予算の減少等により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者その他その者の事情によらないで退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条第1項の規定により計算した金額にその100分の100以内に相当する金額を加算して得た額とする。

（定年退職の場合の退職手当の基本額）

第6条 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、職員就業規則第20条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。第6条の3において「定年退職者」という。）に、これに準ずる理由により退職した者又は第7条の2第10項に規定する認定を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者（以下「認定退職者」という。）の退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上11年未満の期間については、1年につき100分の125.068
- (2) 11年以上21年未満の期間については、1年につき100分の136.614
- (3) 21年以上25年未満の期間については、1年につき100分の149.122
- (4) 25年以上27年未満の期間については、1年につき100分の182.797

- (5) 27年以上31年未満の期間については、1年につき100分の141.427
- (6) 31年以上35年未満の期間については、1年につき100分の137.5754
- (7) 35年以上の期間については、1年につき100分の75.9884

2 前項に規定する者のうち、次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 勤続期間1年以上11年未満の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上16年未満の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上20年未満の者 100分の85

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（法人の規程で定める給料月額が改定された場合において、当該改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日における給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から前条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程等の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員等若しくは特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第11条第1項若しくは第13条第1項の規定により一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、地方公務員等若しくは特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた同項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 前各号に掲げる期間に準じるものとして理事長が定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条の3 第6条第1項に規定する者（定年退職者及び認定退職者を除く。）のうち、退職時の年齢が55歳以上で理事長が別に定める者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項各号列記以外の部分	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10以内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10以内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号ア及びイ以外の部分	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10以内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第6条の3の2 認定退職者のうち、その勤続期間が20年以上である者に対する第6条第1項及び第6条の2第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項各号列記以外の部分	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号ア及びイ以外の部分	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額

第6条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--------------	---------	---

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条の4 第3条第1項及び第6条の規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の5 第6条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 47.709以上 特定減額前給料月額に47.709を乗じて得た額
- (2) 47.709未満 特定減額前給料月額に第6条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の6 第6条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条の4	第3条第1項及び第6条	第6条の3の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10以内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第6条の3の規定により読み替えて適用する第6条の
第6条の5各号列記以外の部分	第6条の2第1項	第6条の3の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項
	同項第2号イ	第6条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の5第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10以内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第6条の5第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に100分の10以内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	第6条の2第1項第2号イ	第6条の3の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に10

		0 分の 1 0 以内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 6 条の 3 の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

第 6 条の 6 の 2 第 6 条の 3 の 2 に規定する者に対する第 6 条の 4 及び第 6 条の 5 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条の 4	第 3 条第 1 項及び第 6 条	前条の規定により読み替えて適用する第 6 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第 6 条の
第 6 条の 5 各号列記以外の部分	第 6 条の 2 第 1 項	第 6 条の 3 の 2 の規定により読み替えて適用する第 6 条の 2 第 1 項
	同項第 2 号イ	第 6 条の 3 の 2 の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 6 条の 5 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額の合計額
第 6 条の 5 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額の合計額
	第 6 条の 2 第 1 項第 2 号イ	第 6 条の 3 の 2 の規定により読み替えて適用する第 6 条の 2 第 1 項第 2 号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 6 条の 3 の 2 の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の7 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（職員就業規則第13条の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による傷病による休職を除く。）、職員就業規則第52条に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）及び育児短時間勤務、職員就業規則第61条による停職その他これらに準じる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。）のうち理事長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 7万8,750円
- (2) 第2号区分 6万5,000円
- (3) 第3号区分 5万9,550円
- (4) 第4号区分 5万4,150円
- (5) 第5号区分 4万3,350円
- (6) 第6号区分 3万2,500円
- (7) 第7号区分 2万7,100円
- (8) 第8号区分 2万1,700円
- (9) 第9号区分 零

- 2 退職した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。
- 4 退職した者でその勤続期間が5年未満のもの及び第3条に規定する者に該当する者でその勤続期間が10年以上25年未満のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。
- 5 第3条第1項及び第6条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項の規定により退職手当の基本額を計算する者でその勤続期間が10年未満のものについては、退職手当の調整額に相当する部分は、支給しない。
- 6 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第6条の8 第4条第2項、第5条又は第6条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第4条第2項、第5条、第6条、第6条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 1 0 0 分の 4 5 0

(4) 勤続期間 3 年以上の者 1 0 0 分の 5 4 0

2 前項の「基本給月額」とは、給料月額、給料の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算等)

第 7 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第 1 1 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前 2 項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前 3 項の在職期間のうち休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が 1 歳に達した日の属する月までの期間に限る。）、育児短時間勤務をした期間その他これらに準じる期間にあっては、3 分の 1）に相当する月数（職員就業規則第 1 3 条第 1 項第 5 号に規定する事由若しくはこれに準ずる事由又は職員就業規則第 5 6 条に規定する自己啓発等休業若しくは職員就業規則第 5 7 条に規定する配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前 3 項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員又は国家公務員、若しくはこれらに準ずるもので理事長が特に必要と認める者（法人の要請に応じた者で、非常勤の者及び臨時に使用されるものを除く。以下「地方公務員等」という。）が、引き続いて職員となった場合におけるその者の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第 1 5 条第 2 項の規定により退職手当を支給されないで退職し、引き続き地方公務員等となり、当該地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合における先の職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職によりこの規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

6 前各項の規定により計算した勤続期間が 1 年未満であるものが、次の各号のいずれかに該当するときは当該職員の勤続期間はこれを 1 年とする。

(1) 第 3 条の規定による退職手当の基本額を計算する場合にあっては、6 月以上 1 年未満

(2) 第 4 条、第 5 条第 1 項又は第 6 条の規定による退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1 年未満

7 勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に 1 月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

8 第 1 項から第 5 項までの規定及び前項の規定により計算した勤続期間（第 3 条の規定による退職手当の基本額を計算する場合を除く。）が 3 5 年を超えるときは、これを 3 5 年とする。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第 7 条の 2 理事長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、退職時の年齢が 4 5 歳以上 5 7 歳未満である職員を対象として行うも

のを行うことができる。

- 2 理事長は、前項の規定による募集（以下この条において「募集」という。）を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
 - (1) 第10項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
 - (2) 募集をする人数（第10項ただし書の規定により認定をする者の数を制限する場合に限る。）
 - (3) 募集の期間
 - (4) 募集の対象となるべき職員の範囲
 - (5) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
 - (6) 第8項の規定による応募又は応募の取下げに係る手続
 - (7) 第11項の規定による通知の予定時期
 - (8) 第6項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
 - (9) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
 - (10) その他規則で定める事項
- 3 理事長は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 4 理事長は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 5 理事長は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 6 理事長が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募した職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 7 理事長は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 8 次に掲げる者以外の職員は、募集実施要項に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第15項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - (1) 第2項第1号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (2) 職員就業規則第61条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下この条において「懲戒処分」という。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 9 前項の規定による応募（以下この条において「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、理事長は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 10 理事長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項第2号に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、理事長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分

の応募者について認定をしないことができる。

- (1) 応募が募集実施要項又は第8項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後懲戒処分を受けた場合
 - (3) 応募者が懲戒処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 11 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
 - 12 理事長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
 - 13 理事長は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この条において「認定応募者」という。）が第15条第3号に規定する退職すべき期日（以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより業務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、業務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
 - 14 理事長は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
 - 15 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - (1) 第11条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第15条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第12項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）
 - (4) 懲戒処分を受けたとき。
 - (5) 第8項の規定により応募を取り下げたとき。

（予告を受けない退職者の退職手当）

第8条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

（懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第9条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対す

る信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 職員就業規則第61条第5号の規定による懲戒解雇等処分を受けて退職をした者
- (2) 職員就業規則第22条第2項第2号又は第4号の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者
- (3) 前2号のほか、その他社会通念上、退職手当等の支給を制限することが相当であると考えられる場合で理事長が特に必要と認める者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を民法（明治29年法律第89条）第98条に規定する公示の方法又はこれに準ずる方法により通知に代えることができる。この場合においては、その公示等を行った日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第10条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- (3) 前2号のほか、その他社会通念上、退職手当等の額の支払を差し止めることが相当であると考えられる場合で理事長が特に必要と認める者

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが法人の業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った理事

長に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 5 理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに第1項又は第2項の規定による支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

- 第11条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第9条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
 - (3) 前2号のほか、その他社会通念上、退職手当等の支給を制限することが相当であると考えられる場合で理事長が特に必要と認める者
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第9条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給

しないこととする処分を行うことができる。

- 3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第9条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第12条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第9条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
 - (3) 前2号のほか、その他社会通念上、退職手当等の返納を命ずる処分を行うことが相当であると考えられる場合で理事長が特に必要と認める者
- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 第9条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第13条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第9条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第9条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第14条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第12条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をし

たことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第12条第3項又は前条第2項の規定による通知を受けた場合において、第12条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第4項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第10条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第12条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第12条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第9条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 6 第9条第2項及び第12条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

- 第15条 職員が退職した場合（第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 2 退職する職員が引き続いて地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、地方公務員等に対する退職手当に関する規定等により、地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

（口座振替による支払）

第16条 退職手当は、受給者から申出があったときは、口座振替の方法によって支払うことができる。

（委任）

第17条 この規程に定めるもののほか、職員の退職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）の第7条第1項に規定による職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年条例第25号。以下「退職手当支給条例」という。）の適用を受ける職員としての引き続いた在職期間を法人の職員としての在職期間とみなす。ただし、その者が北九州市を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

3 承継職員のうち、平成16年3月31日以前に退職手当支給条例の適用を受けていた職員が、第6条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が1年以上20年未満の者に対する退職手当の額は、同条第2項にかかわらず、同条第1項の規定により算定して得られる額とする。

4 承継職員のうち、平成28年4月1日（以下この項において「基準日」という。）の前日に退職手当支給条例の適用を受けていた職員の退職手当については、基準日の前日における給料の月額（平成18年4月1日の給料の切替えに伴う経過措置として支給される給料を除く。）及び退職の日までの勤続期間を基礎として北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成27年条例第54号）による改定前の調整月額を適用した場合に得られる額（以下「旧制度手当額」という。）が、退職日給料月額及び退職の日までの勤続期間を基礎として第6条の7に規定する調整月額を適用した場合に得られる額を上回る場合の退職手当額は、旧制度手当額とする。

（承継職員に係る失業者の退職手当）

5 承継職員のうち、法人の成立の日から雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の受給資格を取得する前までの間に退職した者であって、その退職の日まで北九州市職員として在職したものとするならば、退職手当支給条例第9条の規定による退職手当の支給を受けることができる者に対しては、同条の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給する。

6 前項の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によりこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては、支給しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。